

(参考Ⅰ-2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	事業主、一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

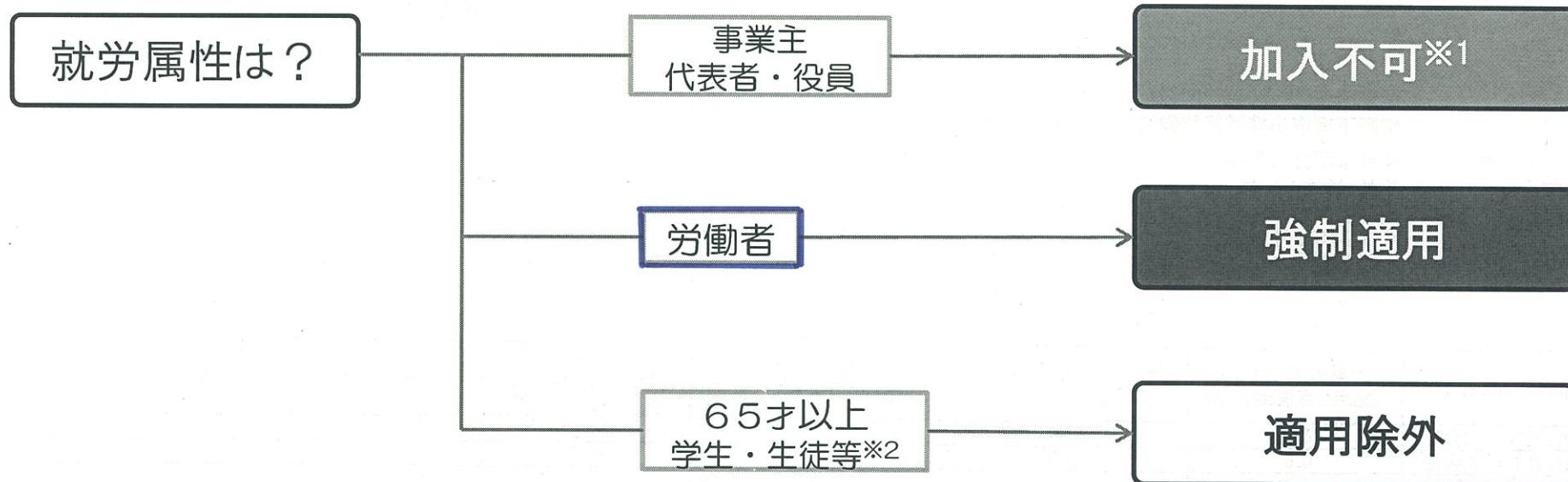
:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

:事業主負担がない部分

(参考Ⅰ-2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用者兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、
使用者部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

- ・65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・大学や専修学校の学生・生徒等であつて厚生労働省令に定める
者 等

- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保
険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考Ⅰ-2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

事業所の形態は？

常時使用される者が
5人未満の個人事業所

法人事業所もしくは
常時使用される者^{※1}
が5人以上の個人事業所

協会けんぽ等の

適用事業所で
はない^{※2}

国民健康保険、国民健康
保険組合に個人で加入

適用事業所

適用事業所で働いて
いる人は？

法人代表者・役員
(常勤である者)

強制適用

個人事業主と、
その家族従業員

適用除外

常用労働者^{※3}

強制適用

常用労働者以外
の短時間労働者

適用除外

季節労働者等^{※4}

適用除外

※1 個人事業所にあっては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる

※3 短時間労働者にあっては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする

※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する

- ・臨時に使用される者であって、以下のいずれかに該当する
 - i .日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
- ・事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
- ・季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・臨時の事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・国民健康保険組合の事業所に使用される者
- ・後期高齢者医療の被保険者となる者
- ・厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

- ・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考Ⅰ-2-4) 社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

